

第2回定例会会議録

令和4年 6月13日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――日程第1 議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案

（第2号）について―――

○議長（五味高明君） これより6月3日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長からの報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員長に付託した日程第1 議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）についてを議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 3ページをお開きください。

令和4年6月13日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第 54 号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

内堀綾子議員。

○2 番（内堀綾子君） 議席番号 2、内堀綾子です。

総務福祉文教常任委員会付託の補正予算案（第 2 号）の審議内容をお知らせください。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 本議案の委員会審査の内容は、歳入歳出の説明後、質疑が行われ、中でも地域おこし協力隊関係経費について多くの質疑が重ねられました。

その内容の一部ではありますが、企業研修型地域おこし協力隊を雇用する町のねらいや受入れ事業者の応募にあたっての研修会の開催と、審査前のブラッシュアップ会の必要性について、また、協力隊員の活動面や精神面への町のサポート体制についてと、今後の事業者や協力隊員の応募等、全体のスケジュールなどでした。

そして、採決を採った結果は、6 人の委員のうち、賛成が 4 人、反対が 2 人の賛成多数で原案どおり可決となりました。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2 番（内堀綾子君） 以上です。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

原案に対しては、赤田憲子議員ほか1名から、お手元に配付してありますとおり修正動議が提出されております。よって、会議規則第17条により、原案とあわせて議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

赤田憲子議員。

(5番 赤田憲子君 登壇)

○5番(赤田憲子君) 議席番号5番、赤田憲子です。

議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)の修正案についての趣旨説明を行います。

今回、町から提案されました補正予算案での総務関係費の中の企画費補正額701万1,000円のうち、地域おこし協力隊関係経費559万8,000円を削り、その額を予備費に戻すというものです。

地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市からの移住者を受け入れ、地域活動の担い手として採用する制度であり、住民支援など地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図るという国の支援の下に行われる取組です。

御代田町も過去に4名の採用を行っており、3年の任期中、2名は1年以内に退任、1名は2年での退任となっており、結果として御代田町に定着する隊員は1名にとどまりました。

このような経緯を経て、今回は企業研修型地域おこし協力隊という形態で地元企業や地域の人々とともに事業活動を行い、活動期間終了後も御代田町に住み続けていくことを目的とする方針で2名の隊員の採用を考えた計画であります。

この計画を目的にあわせて行っていくためには隊員受入れ事業者の募集、事業者に対する地域おこし協力隊員を受け入れるための説明、事業者選定、隊員募集、隊員受入れ、隊員着任後の様々なケア、活動内容の把握など、受け入れる町の業務は多岐にわたり、事前準備を含めかなりしっかりとした体制をつくる必要があります。

また、企業研修型の受入れは、御代田町としては初めての経験となり、担当される企画課においてはしっかりとした事前学習も必要となるため、かなりの業務量が想定されます。

この趣旨による地域おこし協力隊事業は、事前準備などをし、体制を整えた上で

当初予算に入れるべき項目であり、補正予算に充当されるに相当な理由が見当たりません。コロナパンデミックや災害対応、町民の安全を守るなど緊急を要するものであれば、補正予算として取り上げるのは当然であります。この事案につきましては当初予算調整後に補正に値する事由が生じたとは考えにくく、町としてしっかりと準備を進め、企画、運営を行うべき事案であると考えます。

また、現在、御代田町役場においては人員不足の対応が必要不可欠とされている状況です。補正予算案を見ましても3,694万6,000円の人件費が削減されております。退職者や人事異動など理由はそれぞれにありますが、人件費が減っているということは職員の数が減っているということの事実であります。

この人員不足という大きな問題を解消すべく、町としても採用形態の見直し、両澤副町長を迎え、採用においても力を入れ、役場の業務体制をしっかりと整えていく方針で動いている最中だと認識しております。

また、企業研修型地域おこし協力隊は、内容としても町単独の取組ではなく、町が主体となり御代田町の企業、事業者及び応募される隊員の方々と協働で行う事業内容です。ですので、慎重な準備の上、取り組むべき内容だと考えます。

今は役場の人員不足の問題解決を最優先とし、職場環境を整え、土台をしっかりと作った上で取り組むべき内容であり、補正予算として計上すべき項目に当たらない内容であると判断いたしました。

よって、この分の支出補正予算を予備費に計上する修正案を提出いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

ただいまの修正案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成の方の発言を許可します。

荻原謙一議員。

○13番（荻原謙一君） 議席番号13番、荻原謙一です。

私は、議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）につい

て、賛成する立場から討論を行います。

まず、今回の一般会計補正予算案は、コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税非課税となる世帯に対する臨時特別給付金3,100万円や、コロナ感染の第6波対応として町内事業者への支援補助金1,500万円、さらに子宮頸がんワクチンの積極的推奨の差し控えにより接種を逃した年代の女性を定期接種の対象とする予防接種委託料983万円などが組み込まれ、町民の福祉の増進を図るため早急に実施すべき事業に対し、総額1,977万円を増額する補正予算となっております。

その中で補正予算として計上された企業研修型地域おこし協力隊の事業について、賛成の意見を述べさせていただきます。

総務省が示す地域おこし協力隊については、町長が隊員として委嘱し、都市地域からの住民を受け入れ、一定期間協力隊員として地域の活性化に関する地域協力活動に従事してもらうものであり、任期終了後は町への定住、定着を図りやすい取組になっています。

今回の企業研修型地域おこし協力隊については、従来の地域おこし協力隊制度を活用したものであり、総務省によると地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないとされています。

そして、町内に事業所を置く企業において、地域課題の解決に伴う事業拡大または新分野進出に必要な人材を受け入れ、地域おこし活動を通じて地域の魅力向上と地域協力活動の活性に貢献することを目的としております。民間である企業のアイデアや柔軟性を活用することで企業と連携した地域協力活動や町の活性につながるものとなっております。

企業研修型地域おこし協力隊では、受入れ先となる企業において町が示す地域協力活動に担うことにより事業拡大や新分野進出に必要な人材として受け入れ、地域おこし活動を通じて地域の魅力活動等、活性化に貢献してもらうことで移住者の促進にもつながるものと考えています。

地域の実情に応じて制度設計されたこの企業研修型地域おこし協力隊の制度については、全国的にも同様に取り組んでいる自治体もあり、企業において隊員を受け入れることは隊員の円滑で有意義な地域協力活動にもなり、その後の定住もしやすくなります。

そして、企業研修型地域おこし協力隊の事業費については全額特別交付税で措置されるものであることから、新たな取組を行う上においても財源の問題もなく必要な予算になっていると私は確信をしております。

以上の観点から、本補正予算案については事業内容に十分に応える予算編成であると評価し、効率的で効果的な安定した財政運営となることを期待し、賛成するものです。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（五味高明君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許可します。

尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 議席番号1番、尾関充紗です。

私は、議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算第2号の修正案について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算案に地域おこし協力隊関係経費559万8,000円が計上されました。

まず、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度です。

当町では、そもそも町全体で見ると人口増加をしており、高齢化の進行も著しいとはいえない状況にあります。

また、当町では過去に4名の採用を行っており、最大3年の任期がある中、2名は1年以内に退任、1名は2年で退任という結果に終わっており、その3名は御代田町への定住、定着につながっていないのが現状です。

これまで町は協力隊員を企画財政課付、つまり役場職員と共に働く形を取ってきましたが、今回は企業研修型地域おこし協力隊という形態を取ることで、協力隊員は町内事業者の下で働くことになります。

また、協力隊員を受け入れる事業者に対し隊員が任期中及び任期終了後も希望すれば、町内で居住、働き続けられる責任を持つことというような条件をつけることによって、隊員が当町に定住、定着しやすくなることが考えられることから、今回、

地域おこし協力隊を採用するにあたり、企業研修型という形を取ったのは評価すべきポイントであります。ただ、この企業研修型というのは協力隊本人にとってはより自由度の高い活動ができる点、定住、定着を図りやすいという点でメリットが多い一方、行政にとっては非常に慎重に進めなくてはならないハードルの高い事業であります。というのも、協力隊を採用し、隊員への報酬を支払うのは行政でありながら、所属は事業所所属になるため、協力隊員を受け入れる事業者は非常に少ない経費で人1人を雇用できることになります。

このことから、町は常に協力隊員が受入れ事業者の単なる人足となっていないか、単なる補充人材となっていないかを管理する必要性が生じます。これまで職員の目の届く範囲で管理されていた協力隊を完全に目の届かないところで雇用するというのは、これまでよりさらなるしっかりとした管理体制が必要になってくるということです。

今申し上げたような管理体制を整えることも含め、この事業をしっかりと遂行していくためには、先ほどの赤田議員の趣旨説明でもありましたように、まず、受入れ事業者の選定から始まり、その受入れ事業者の選定には事業者への地域おこし協力隊とは何かを事業者にしっかり理解していただくための研修会、その後、事業者から地域おこし協力隊を受け入れるプラン提示を求めるプレゼンテーション会、さらにそのプレゼンに対するブラッシュアップ、それらを経た上でやっと最終的に審査会の開催となり、事業者を選定できます。

さらに、これらの作業は協力隊の受入れ希望の事業者が多ければ多いほど担当者の作業は膨大となっていくことになります。

そして、受入れ事業者選定はあくまでもスタートにすぎず、その後、やっと協力隊員の募集が始まり、試験、面接等の業務も発生、隊員の採用決定後、隊員の任務スタート後も、先ほど申し上げたとおり、あとは企業任せというわけにはいかず、町としてこれまで以上に隊員の活動内容の管理、活動PRや隊員が町になじむための協力、隊員のメンタルケアなども含め多様な面でサポートをしていく責任が膨大な事務作業とともに発生します。

ここで、現在の御代田町行政がその体制がしっかりと整えられている状況なのか、整えられる状況なのかということに焦点を当ててみます。

現在の御代田町役場は、各議員のこれまでの一般質問に対する町側の答弁から見

ましても、退職者、休職者が相次いでおり人材不足が否めないという状況は明白であります。

また、その証拠に今定例会で町側から上がって来た議案書ですが、人件費の部分において減額ばかりが目立っていたかと思います。

そこで、今回計上された補正予算の中から全ての一般職人事管理経費をまとめると4,006万6,000円の減、パートタイム会計年度職員の経費をまとめると312万円の増となっていました。このパートタイム会計年度職員に対する増を差し引きましても、当初予算に対し人件費は3,694万6,000円の減額となるわけです。当初予算で計上される人件費というのは、本年度これだけの人材が必要ですという指針であり、我々議会としてもそれを承認しているところであります。

それに対し、当初予算を承認してからわずか3か月で3,694万6,000円もの人件費が減額となっているのは町にとっても想定外でありましょうが、この数字が御代田町行政の人員不足の深刻さを表しているのではないのでしょうか。

先日の森泉議員の一般質問での町長のご答弁でも、一般職員の状況は今後不可欠となってくると考えている。また、今の職員は十分ではないと感じているとの発言があり、両澤副町長にお願いしている5つのプロジェクトの一つが人材採用、人材開発であるということからしても、町長としても、今、町行政が解決すべき課題は人材採用、人材開発だということは十分に認識されているところだと思います。であるにもかかわらず、なぜ、補正予算で上がってきたものが庁舎内で働く職員ではなく町内事業者で働く協力隊員を雇用する議案なのでしょう。

先ほども申し上げましたとおり、企業研修型地域おこし協力隊というのは、受入れ事業者の選定、いえ、それどころか制度設計から始まる職員に膨大な負荷がかかる事業です。

そもそも補正予算とは地方財務実務大全の補正予算の説明欄から一部抜粋させていただきますと、例えば、「天変地異のごとき予断を許さぬものもあり、また、施策の変更を余儀なくされるものもある。あるいは物価の変動によって法令上の義務費、その他に不測をきたすこともあり得ることで、そのために予算の変更を必要とする事態が起こることは容易に想像されるところである。このような場合において既定の予算に追加、その他に変更を加えることを認めたのが補正予算制度である」と記載されています。つまり、自然災害やこたびの新型コロナウイルス感染症への

対応など、急を要し、必要に迫られたものに対しての追加予算であれば、補正予算で上げることが認められるわけです。

その論点から見ましても、今回の企業研修型地域おこし協力隊採用に関する予算は当初予算の調整後に生じた事由の明確な説明もなされておらず、企業研修型地域おこし協力隊を今雇用しなければならない明確な理由も見当たりませんので、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要がないと私は判断しました。

当町の現状では、町が最優先に取り組むべきは町行政の人材開発、人員補充であり、地域おこし協力隊採用に関しての事業は補正予算で計上されるような少ない準備期間で執行されるべきものではなく、町として一般事務等の業務が滞りなく進行できる職員数をしっかりと確保した上で、本事業は御代田町のために頑張りたいという思いを持った人1人の人生を変え、預かる事業であるという認識、町単独の事業ではなく、日頃町へ貢献していただいている町内事業者と協働で取り組む事業であるという認識を持ち、土台作りをしっかりとした上で改めて上程していただく必要のある事案であると考えます。

以上を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。議員の皆様、どうかこの修正案にご賛同頂けますようお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより修正案について採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。着席ください。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案を決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。着席ください。

よって、修正決議をした部分を除く原案を可決されました。

――日程第2 議案第52号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する

条例案について――

――日程第3 議案第53号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を

改正する条例案について――

――日程第4 議案第55号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について――

――日程第5 議案第56号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第1号）について――

○議長（五味高明君） 日程第2 議案第52号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案についてから、日程第5 議案第56号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君）

令和4年6月13日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第52号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について

議案第53号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第55号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

議案第56号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 52 号から第 56 号については討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 52 号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について、議案第 53 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第 55 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について、議案第 56 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 6 議案第 51 号 町道の路線認定について―――

―――日程第 7 議案第 57 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

―――日程第 8 議案第 58 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第 6 議案第

51号 町道の路線認定についてから、日程第8 議案第58号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 4ページをお開きください。

令和4年6月13日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第51号 町道の路線認定について

議案第57号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）
について

議案第58号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号から議案第58号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第51号 町道の路線認定について、議案第57号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、議案第58号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 陳情第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために

再審制度の速やかな改正を求める陳情―――

―――日程第10 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」

・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情―――

○議長(五味高明君) 日程第9 陳情第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情、日程第10 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情

(6月3日の議会において付託)

2. 件 名 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義

務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

(6月3日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告いたします。

令和4年6月13日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教委員長 池田るみ

○議長(五味高明君) 陳情第3号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第3号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第4号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第4号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 発委第3号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第11 発委第3号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

発委案はお手元に配付したとおりですが、本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子議会運営副委員長。

(議会運営副委員長 市村千恵子君 登壇)

○議会運営副委員長(市村千恵子君) 発委第3号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の趣旨説明を行います。

改正内容は主に3点ございます。

1点目、重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合にオンラインを活用した委員会を開会できるものとするもの。

2点目は、育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会の開催場所への参集が困難な委員から求めがあった場合にオンラインを活用した委員会を開会できるものとするもの。

3点目が、オンラインを活用した委員会について秘密会にできないとするもの。

以上です。

この議案については、議会運営委員会の審議により委員会の発委といたします。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発委案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（賛成者挙手）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

発委第３号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、発委第３号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

―――日程第１２ 閉会中の継続調査の件について―――

○議長（五味高明君） 日程第１２ 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

――日程第１３ 意見案第１号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために

再審制度の速やかな改正を求める意見書（案）について――

○議長（五味高明君） 日程第１３ 意見案第１号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 意見案第１号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

えん罪事件の救済には長い年月がかかるという実態があります。

また、再審開始決定が検察官の不服申立てによって取り消される事件も少なくありません。

これまで、再審無罪になったえん罪事件のほとんどでは、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出していなかったことが明らかになっていることから、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化することが必要です。

また、裁判を長引かせないため、検察官が再審開始決定に対する不服申立てをできないよう制度改正することが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第１号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第１号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書は、原案のとおり決しました。

――日程第１４ 意見案第２号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）
について――

○議長（五味高明君） 日程第１４ 意見案第２号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 意見案第２号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

小学校の３５人学級については、本年度から法的な裏づけが実現したところです。

しかしながら、新学習指導要領への対応や、貧困、いじめ、不登校など課題が山積する中で豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、さらなる少人数学級推進等とそのための予算増額が必要です。

また、２００６年に小泉政権下の三位一体改革の議論の中で義務教育費の国庫負担が２分の１から３分の１になりました。厳しい財政状況の中、住むところによって教育格差が生じないように、教育の機会均等と水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元することが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第２号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第２号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩をいたします。開始時間はブザーにてお知らせいたします。

（午前１０時５０分）

（休 憩）

（午前１１時０２分）

○議長（五味高明君） 本会議を再開します。

ただいま町長から議案１件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１とし、議題にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第５９号を追加日程第１とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第１ 議案第５９号 令和４年度御代田町一般会計補正予算案

(第3号)について――

○議長（五味高明君） 追加日程第1 議案第59号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 追加議案1－1－2－1をお開きください。

議案第59号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年6月13日 提出

御代田町長 小園拓志

もう一度、資料を戻っていただきまして、今度追加された一般会計補正予算案（第3号）1－1－2－2というファイルをお開きください。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,540万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

最初に、歳入です。

款15国庫支出金項2国庫補助金です。補正額7,303万9,000円の増額補正をお願いしております。

こちらはコロナウイルス感染症などに伴う原油価格・物価高騰を受けまして影響を受けた事業者などへの負担を軽減できるよう、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油価格・物価高騰分としまして6,463万8,000円を増額し、それとともにコロナの影響が長期化する中で食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するための補助金、子育て世帯生活支援特別

給付費補助金 840 万 1,000 円を増額するものでございます。

続きまして、款 19 繰入金項 1 基金繰入金です。こちら 4,000 万円の増額をお願いしております。こちらは財政調整基金から繰入れを予定しております。

歳入合計の補正額 1 億 1,303 万 9,000 円でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

款 3 民生費項 2 児童福祉費、補正額 840 万 1,000 円の増額でございます。こちらは低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金です。こちら児童手当受給世帯で低所得の子育て世帯に対するもの、それから、低所得の子育て世帯で高校生の年代の子どもを養育している世帯に対し、それぞれ 5 万円を給付するものです。合計で 147 名を予定しております。

続きまして、款 6 農林水産業費項 1 農業費です。こちら 4,480 万円の増額をお願いしております。こちらは先ほどの原油価格高騰の交付金を受けまして、こちらは町内に居住、事業所を有する農業者に対しまして年間の農業収入額が 100 万円以上、500 万円未満の農業者については給付金を 10 万円、それから収入額 500 万円以上 1,000 万円未満の農業者については 20 万円、1,000 万円以上の収入額の農業者については 30 万円の給付をしまして、対象件数は 192 件で合計 4,480 万円の補正をお願いしております。

続きまして、款 7 商工費項 1 商工費です。こちらは 9,060 万円の増額をお願いしております。こちらは町内に事業所を有する事業者に対しまして、こちら事業所の収入額に応じまして給付金を予定しております。同じく 100 万円以上 500 万円未満の事業所については給付額 10 万円、500 万円以上 1,000 万円未満の事業所については 20 万円、1,000 万円以上の収入の事業者については 30 万円の給付金を予定しております。総額で事業者の件数は 450 件を見込みまして、総額 9,060 万円の増額をお願いしております。

款 14 予備費につきましては、3,076 万 2,000 円を減額しております。こちらの予備費につきましては、2 号補正の修正がありましたので補正前の額、それから補正後の額については見え消しの額となっております。よろしく願いいたします。歳出合計 1 億 1,303 万 9,000 円の増額補正をお願いしております。

説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

質疑を行います。

8 ページ、お願いしたいと思います。

今、説明がございましたように款 6 農林水産費項 1 農業費目農業振興費、それと、款 7 商工費項 1 商工費目 1 商工振興費ということで、それぞれ農業者、それから事業者へのこの原油価格、そして物価高騰に対応するということで事業収入、農業収入に応じて支給するという内容の説明がございました。このスケジュールというのはどのようになっているのか。また、その申請書類というのは今まで農業者向け、それから事業者向けのみよたん給付金、行ってきたわけですけど、そういう申請書類と比べて、一旦出していたものをちょっと簡素化されるのか、その申請書類についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

事業者、農業者ともに申請受付期間は 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までです。現在、令和 3 年度の事業者及び農業者向けみよたん給付金を申請された方については、案内、申請書が 6 月中に届くように発送準備を今現在進めております。

申請書類につきましては、申請書類のほかに確定申告書、住民税申告書、振込先情報、本人確認書類など添付書類はありますが、令和 3 年度事業者及び農業者向けみよたん給付金を申請された方については、本人確認書類、振込先情報に変更がなければ省略いたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第59号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案(第3号)については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 令和4年第2回定例会、大変お疲れさまでした。

以上です。

――閉 会――

○議長(五味高明君) これにて令和4年第2回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午前11時15分